

④ 監査役の報酬

Q : この度、会社を設立することになり、知人に監査役になってもらう予定です。

ところで、監査役に対する報酬は必ず支給しなければならぬのでしょうか。また、年1回だけの支給とした場合には、賞与になるのでしょうか。

A : 支給しなくても差し支えありませんし、年1回の支給でも一定の要件を満たせば賞与ではなく報酬として取り扱われます。

【解説】

会社を設立して会社が軌道にのるまでの間、資金繰りが悪いなど、いろいろな理由で、監査役の報酬を支給しない場合もあると思います。その場合、監査役の報酬は支給しなくても差し支えありません。

株主総会で監査役の報酬を定めなければ、会社は、監査役に報酬を支払うことができません。監査役に報酬を支払わない場合には、取締役の報酬だけを定めておき、監査役の報酬については、なにも定めなければよいわけです。「監査役報酬はゼロです」という決議をしても、商法上なんら差し支えないわけですが、ゼロ決議をするよりも、何も定めない方が、実務上スマートだと思います。

また、監査役が、年に2~3回出社して監査業務を行っているというときには、毎月の報酬は支給せず、年1回だけ支給するケースもあると思います。年1回の支給であっても、定められた時期に、定額を支給しており、また、実際に監査業務を行っていれば、その金額は報酬として取り扱われます。



KIMIYO・I